

(令和2年10月28日 基発1028第1号により廃止)

別紙 1

事前調査の不徹底による不適切な建築物解体事例  
(厚生労働省化学物質対策課にて把握したもの)

発生時期	作業の種類	事例の概要	原因	対策
平成23年 11月	石綿含有保温材が使われた建築物の改修工事	石綿含有の認識がないまま保温材の除去作業を実施。同じ時期に同じ施工者により建てられた同型の建物からは、作業を行った箇所と同一の箇所(部材)に石綿が使われていることが判明した。	不十分な事前調査の結果に基づいて工事を行ったこと。	<ul style="list-style-type: none"><li>事前調査を適切に実施し、結果を記録すること。</li><li>発注者は、石綿等の使用状況等を適切に伝達すること。</li></ul>
平成24年 1月	吹付け石綿が使われた建築物の解体工事	3階建ての建物の解体工事で、1階部分の吹付け材を分析したのみで建物全体に石綿無しと判断したが、廃材から石綿が見つかり、他の階では石綿が使われていたことがわかった。	不十分な試料採取に基づく分析。	<ul style="list-style-type: none"><li>設計図書や改修記録から、同一施工の範囲をあらかじめ確認すること。</li><li>必要な数の試料採取を行うこと。</li></ul>